○上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第１５条の規定に基づき管理者が定める金額を定める件

令和５年５月２５日告示第１５号

上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第１５条の規定に基づき管理者が定める金額を定める件

上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１４号）第１５条の管理者が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	１　１の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が１８６，０５０円を超えるときは、１８６，０５０円）
	２　１の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が９０，７９０円以下であるときに限る。）	月額９０，７９０円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

随時介護を要する状態	1　１の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が９２，９８０円を超えるときは、９２，９８０円）
	2　１の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が４５，４００円以下であるときに限る。）	月額４５，４００円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

附　則

1　この告示は、告示の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

2　令和５年４月１日において傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、現に当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合規則第１５号）第１３条で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態（以下「要介護状態」という。）にあり、かつ、親族又はこれに準ずる者により、常時又は随時介護を受けている場合で、その前日の属する月においても要介護状態とみなされる状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合における同日の属する月分に係る介護補償に関するこの告示の適用については、表中「月額７７，８９０円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）」とあるのは「月額７７，８９０円」と、「月額３８，９００円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）」とあるのは「月額３８，９００円」とする。

附　則（令和６年４月２４日告示第７号）

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（適用区分）

２　この告示による改正後の規定は、令和６年４月１日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月３１日告示第４号）

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

２　この告示による改正後の規定は、令和７年４月１日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附　則（令和７年７月３１日告示第１１号）

（施行期日）

１　この告示は、令和７年８月１日から施行する。

２　この告示による改正後の規定は、令和７年８月１日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附　則（令和８年４月３０日告示第７号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示による改正後の規定は、令和８年４月１日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。